

平成二十七年四月七日受領
答弁第一七七号

内閣衆質一八九第一七七号

平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災の復興予算に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災の復興予算に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「前回答弁書」については、復興庁において起案し、同庁においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

先の答弁書（平成二十七年三月十七日内閣衆質一八九第一二四号。以下「前回答弁書」という。）一及び二についてでお答えしたとおり、本年三月に会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の規定に基づき会計検査院長から参議院議長に対して報告された「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」において、「二〇一〇～二〇一三年度の復興予算九兆円が使われていなかった」という旨の記述があるとは承知していない。また、お尋ねの「使われなかった予算」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

先の答弁書（平成二十六年十月十四日内閣衆質一八七第一五号）二から四までについてでお答えしたと

おり、政府としては、復旧・復興事業を加速化するための措置を打ち出してきたところである。また、前回答弁書三及び四についてでお答えしたとおり、復旧・復興事業は全体として着実に進んでいる。このように、政府としては、復興関連予算の円滑な執行に努めてきたところである。